

第3号議案

小山栃木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成28年2月8日

栃木県都市計画審議会会長 築瀬 範彦

都計第599号

平成28年2月1日

栃木県都市計画審議会

会長 築瀬 範彦 様

栃木県知事 福田 富一

小山栃木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

計画書

計画書は別冊のとおり